

離婚によって女性の生活はどう変化するか？

村上 あかね

(東京大学社会科学研究所 准教授)

1. 問題の所在

日本では離婚が増加傾向にある。アメリカなどに比べると少ないものの、日本の離婚件数は1971年に初めて10万件を超え、1996年には20万件を突破した。1951年から1971年までは1%を下回っていた普通離婚率（人口1,000人当たりの1年間の離婚件数）は上昇を続けた。1980年代の後半にいったん減少に転じたものの1999年以降は2%台前半で推移している。2006年の離婚率は2.04%、離婚件数は257,475件である。修正離婚率（既婚女性人口1,000人当たりの1年間の離婚件数）でも、1970年の1.38%から2007年には3.29%へと上昇している（厚生労働省 2008; 国立社会保障・人口問題研究所 2009）。

離婚の上昇傾向は日本に限らず、多くの国で見られる。アメリカの家族研究を軸に離婚の理論を整理した野々山（1985）は、離婚が増加した背景として、離婚法の改正、そして経済の発展と女性の経済的自立にともなって結婚の意味が変化したことをあげる。前者について、有責主義（離婚の原因をつくった配偶者〔有責配偶者〕からの離婚請求は認めないという原則）から破綻主義（結婚生活が実質的に破綻している場合には、一定の条件を満たしていれば有責配偶者からの離婚請求も認めるという原則）の導入にみられる「離婚政策の寛容性が離婚率の主要な決定要因ではあるが、しかし、離婚法の寛容化は、他方において人びとの離婚需要の高まりにたいする従属変数である可能性は大きい」と指摘する（野々山 1985: 41）。

そして、後者については「産業化にともなうアメリカの経済発展は、女性たちを労働市場に引き出すことによって女性たちの自己扶養能力を高めていくとともに、けっきょく結婚（あるいは結婚相手）を生活していくための手段と見なすのではなく、むしろ結婚（あるいは結婚のパートナー）そのものを生活していくための目的とする考え方に徐々に変化させることになった。そこでは夫婦の情緒や友愛が結婚における最も重要な要素となってきた」（野々山 1985: 74）。つまり、情緒や友愛について満足できなければ離婚するようになったということだ。

日本でも有責主義から破綻主義へと流れが変わりつつある。だが、日本の離婚のほとんどは協議離婚であるため、判決が多くの人々の離婚行動に与えた影響はあまり大きくないと考えられる。さらに、2007年の年金分割制度（離婚したときに厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度）の導入後、結婚期間の長い夫婦の離婚（熟年離婚）が増加する可能性が指摘された。たしかに、2007年4月の離婚件数は前年同月より1,349件（6.1%）増加し、それまでの減少傾向から反転した。とくに増えたのは、結婚35年以上の夫婦の離婚件数である。

しかし、破綻主義への転換にせよ、年金分割制度の導入にせよ、離婚をめぐる法や制度の変更が、離婚件数の増加傾向をもたらしたのか、あるいは離婚件数の増加にともなって導入されるようになったのかはより慎重な判断が必要だろう。

では、女性の経済的自立は、離婚の増加につな

がっているのか。たしかに、戦後、女性の高学歴化は進んだ。そして、女性の就業率も全体として上がった。しかし、それは未婚化によって生じたものである。既婚女性の多くは結婚や出産で退職し、子どもの手が離れてから再就職する。配偶者控除などの影響もあり、既婚女性の収入は130万円の範囲内に抑えられることがいまでも一般的だ。これらの結果をみると、女性の経済的自立が離婚につながるかは疑問である。

社会全体の離婚の動向に影響する要因や誰が離婚するかを理解することも重要だ。後者については第2節で触れる。そして、さらに検討の必要があるのは離婚が家族に及ぼす影響だ。

離婚率の増加と歩調をあわせるように母子世帯の推計数も1986年の600千世帯から2006年の788千世帯へと増加している（厚生労働省 2007）。「平成16年国民生活基礎調査」によれば母子世帯1世帯当たりの世帯所得は224.6万円であり、世帯人員1人当たりの平均所得金額は86.8万円となる。これに対し、（母子世帯ではない）児童のいる家庭では1世帯当たりの世帯所得は702.6万円、世帯員1人当たりの平均所得金額は161.5万円である。母子世帯の年間所得の内訳をみると、稼働所得が73.4%、公的年金・恩給が6.3%、財産所得は0.8%、年金以外の社会保障給付金が15.4%、仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得が4.0%である。つまり、生活保護を受けている母親、別れた元夫から慰謝料や養育費をもらっている母親という「イメージ」に当てはまる母子世帯は少なく、多くの場合母親が働いているにもかかわらず収入が低い。母親が子どもを引き取るケースも多く、離別者の生活水準は大きく低下し（Weizman 1985; 坂口 2006）、貧困に陥りやすく（岩田 2004）、離別者は有配偶者に比べて資産も少ない（家計経済研究所 2006）。また、その結果として、母子世帯における子どもの貧困率は高く、子どもの発達や格差への影響が懸念されている（阿部ほか 2005）。

これらの事実は、離婚の原因や離婚の発生に関する分析から、離婚前後の生活にも焦点を当てる必要があることを示唆する。そのために適しているのが、同一個人を継続して追跡するパネル調査

である。本稿で用いる「消費生活に関するパネル調査」（以下、JPSCと省略）に含まれる離別者のケース数は決して多くはない。そのため、JPSCを用いる分析は、分析結果が少数の特異なケースに影響を受けやすく、母親の学歴別など対象者をいくつかのグループに分けて比較することが難しい。この点は、多くの回答者を確保している「平成9年度人口動態社会経済面調査」や日本労働政策研究・研修機構の調査に比べて難しい点だ。しかし、JPSCは、学歴、資格、職業、家計に関する詳細な情報を含む。そして、パネル調査であるため、離婚前後の生活実態や意識をより正確に測定できる。

さらに、近年の研究では、離別家庭の子どもの貧困に焦点が当てられることが多いが、離婚した母親自身についても注目する必要がある。離婚が世帯所得とゆとり消費を減少させることはすでに坂口（2006）が指摘しているが、それがなぜかを理解するには、まず貯蓄や住宅、離別女性の親とのかかわりといったより広範な生活基盤の分析も必要である。

そこで、本稿は、女性の生活を大きく変えうる「離婚」というライフイベントに焦点を当てる。第2節、第3節では離婚の規定要因と離婚の社会経済的帰結に関する先行研究を確認する。そして、離別者の生活を既婚者および未婚者と比較したうえで、離婚後の家計がどう変化するか、親からの援助の実態を確認する（第4節）。第5節では、なぜ離別女性の生活が安定しないかの検討を踏まえて、日本における離婚が理論的・政策的に意味するものについて論じる。

2. 誰が離婚するのか

平成18年の「人口動態統計」によれば、同居期間5年未満の夫婦の離婚が多い。一方で、同居期間20年以上の夫婦の離婚件数は増加しており、その結果、離婚者の平均同居年数は延びている（1970年は6.8年、2006年は10.3年）。夫の年齢別にみると、30代前半が2割と多い（2006年）。親権を行わなければならない子の有無については、

1970年の調査からあまり大きくは変わっていない。親権を行わなければならない子がいる夫婦の割合は6～8割前後で推移している。

「人口動態統計」では、通常、調査・集計されない夫婦の職業、学歴や価値観も重要な要因である。たとえば、三輪（2007）は、離婚が起りやすいのは、グレーカラーやブルーカラーであることを確認した。「消費生活に関するパネル調査」を分析した福田節也（2005a, 2005b）は、妻の学歴が高卒よりも低いこと、夫が非正規雇用・無職であること、配偶者以外の異性との親密な交際を肯定する女性ほど離婚率が高いことを示した。この結果は、夫の職業や雇用が不安定であること、学歴があまり高くはないこと、離婚の肯定につながるような結婚観を持っていることが、離婚の発生を促すことを示唆する。福田亘孝（2009）でも、同様の結果が得られている¹⁾。一般に、夫と妻の社会経済的地位は類似していることを考えると、このような背景が離別母子家庭の生活の困難につながっていると予想できる。そこで、次節では離婚の社会経済的影響についての研究を振り返る。

3. 離婚の社会経済的影響とは

離婚は、男女の暮らしにどのような影響をもたらすのか。Weitzman（1985）は、離婚後女性の生活水準は73%低下するが、逆に男性は42%上昇するとの結果を示した。このような男女差がみられる理由として次の理由を挙げる。（1）結婚生活において、妻は家族役割を重視するので稼働能力が失われる。夫の仕事を手伝うなどの妻の貢献は、離婚時の財産分与の際には評価されないし、労働市場でも評価されない。男性は結婚によってキャリアに投資する機会を得るため稼働能力を高める。（2）女性が子どもを引き取ることが多い。子どもを養う必要があるにもかかわらず、働く時間や場所の制約が生じる。（3）労働市場においては男女間賃金格差がある。（4）夫から慰謝料や養育費は十分にもらえない。Weitzmanによれば、離婚によって女性が失うのは収入や財産だけではない。住居が劣悪になったり、人間関係を失

ったり、自尊心の源を失ったり、ストレスを抱えたり、子どもの進学機会を失うこともある。そして、離婚の増加は、社会全体としてみれば女性の貧困と子どもの貧困を増やすこととなると指摘する。

ただし、Weitzmanに対しては、分析結果が一貫しておらず、再計算するとWeitzmanが示したほどには女性の生活水準は低下しない、またサンプルの代表性が高くないというHoffman and Duncan（1988）による批判がある。

離婚の影響についてはヨーロッパのデータを用いた成果は、Andreß et al.（2009）にまとめられている。同じ国を対象とした研究でも、用いたデータや集計期間によって数値は若干異なるが、総じて女性のほうが離婚によって収入が減少する。Andreßらはさらにヨーロッパの数カ国のパネルデータを分析した。その結果、女性、とくに子どものいる女性は離婚や別居によって調整済みの世帯収入が減る一方、男性は変わらないか、変わったとしてもわずかな変化にとどまる傾向を見いだした。そして、離婚による生活水準の変化は、各国の保育ケアと税制と社会保障給付のありかた、女性の経済的自立性によって異なることも示した。

日本については、「平成9年度人口動態統計社会経済面調査」の調査がある。親権者（男）で、年収のある者は離婚前後も9割を超え、平均年収は離婚前458.7万円、離婚後見込み466.9万円と大きな変化はない。一方、親権者（女）で年収のある者は離婚前54.9%、離婚後92.8%となっており、平均年収は離婚前167.5万円、離婚後見込みで195.6万円という。住居も、女性親権者は半数が「賃貸住宅」である。離婚の結果が、女性6割が転居し、結果として広さが「狭くなった」と答える女性も多い。ただし、これは10年以上前の調査であり、現況の把握が望まれる。

坂口（2006）は、「消費生活に関するパネル調査」から、世帯所得（世帯人数で調整済み・中央値）は離婚前の252万円から離婚後には160万円へと大きく低下すること、また、食費や交際費については2割ほど、衣類・履き物費については4割

ほど減少することを示した。坂口の指摘で興味深いのは、このような状況において、所得満足度は大きく下がったものの、消費内容満足度はそれほど低下していないことだ。これは、所得低下により支出の予算制約が高まったにもかかわらず、支出に対する裁量度が高まったからと解釈されている。

本稿では、これらの先行研究を踏まえながら、とくに女性の生活に焦点を当てる。そして、収入や住居だけではなく、預貯金や親とのかかわりといった資源にも焦点を当てて、離婚女性の生活の変化を明らかにする。

4. 分析

(1) 分析に用いる調査の概要

分析には、財団法人家計経済研究所が1993年から2008年まで、毎年秋に同一個人を対象に実施している「消費生活に関するパネル調査」の第1回（パネル1）～第16回（パネル16）のデータを用いる。調査対象は、パネル1から調査を開始したコーホートA（24～34歳の女性1500人）、パネル5から新たに調査を開始したコーホートB（24～27歳の女性500人）、パネル11から調査を開始したコーホートC（24～29歳の女性836人）、パネル16から調査を開始したコーホートD（24～28歳の女性636人）である。いずれも、日本全国から層化二段無作為抽出法によって選ばれた。調査方法は留置法である。

継続して協力を依頼することから、調査初年度の回収率はコーホートAが41.4%、コーホートBが35.3%、コーホートCが28.4%、コーホートDが30.5%と高くはない。しかし、次回以降の回収率（ $t-1$ 年に協力が得られた回答者を分母とした場合の t 年の回収率）はおおむね90%台を維持しており、サンプルの脱落は比較的少ない²⁾。最新の2008年調査の対象は、2,277人（コーホートAは826人、コーホートBは259人、コーホートCは556人、コーホートDは636人）である。

(2) 「消費生活に関するパネル調査」における離婚の発生状況

本稿では、 $t-1$ 年まで有配偶だった対象者が t 年に離死別となり（新規離死別）、かつ生活変動の設問において「あなたが離婚・別居して別の世帯を形成した」に丸がついている場合を調査期間中における新たな離婚の発生と定義した。この結果、コーホートAについては、パネル2から16までに発生した離婚は合計104件、コーホートBについてはパネル5～16までに発生した離婚は合計32件、コーホートCについてはパネル11～16までに発生した離婚は合計32件であった（その後、再婚した者もいる）。過去の離死別経験を考慮すると、パネル16では既婚者1,411人（62.0%）、未婚者694人（30.5%）、離別者152人（6.7%）、死別者20人（0.9%）となった。既婚者や未婚者と比べると離別者と死別者の属性は類似しているとみなしたため、(3)項の属性については、離死別者をまとめて集計している。

(3) パネル16における離死別者の特徴とは

この項では、有配偶者および未婚者と比較することで、離死別者の社会経済的特徴を確認する。まず、人口学的属性から確認しよう。図表では省略するが、平均年齢は有配偶者が37.3歳、未婚者が29.8歳、離死別者が38.3歳であった。有配偶者と離死別者ではあまり年齢が変わらない。子どもの有無については、子どもが0人の割合が既婚者では15.0%であるのに対し、離死別者では19.2%であった。離死別者のほうがやや子どもが少ない。親との同居については（図表-1）、有配偶者の約3割弱、未婚者の7割、離死別者の3.5割が親と同居している。有配偶者と比較すると、離死別者が親と同居している割合が高い。親と同居することで収入を増やし、支出を減らし、子どもの世話を頼むことができるためと考えられる。ただし、親と同居はしていないが近くに住んでいるケースもいる。世帯を分けることによって、社会保障上有利になるためかもしれないし、住宅事情や家族関係など同居しにくい事情もあるかもしれない。

つぎに、社会経済的背景を確認する。図表-2

図表-1 配偶関係別にみた親との同居 (パネル16) 単位: %

配偶関係	同居	近居	遠居	親は死亡	無回答	ケース数(人)
有配偶	28.6	40.3	30.1	0.6	0.5	1411
未婚	73.6	5.8	19.2	1.2	0.3	694
離死別	35.5	37.8	19.2	7.0	0.6	172

カイ二乗値 (8) = 451.6 Pr = 0.000

図表-2 配偶関係別にみた学歴 (パネル16) 単位: %

配偶関係	高卒以下	専門学校	短大・高専	大学・大学院	ケース数(人)
有配偶	44.7	17.7	22.5	15.2	1411
未婚	29.1	18.2	17.3	35.5	694
離死別	71.5	9.9	12.2	6.4	172

カイ二乗値 (6) = 171.6 Pr = 0.000

図表-3 配偶関係別にみた働き方 (パネル16) 単位: %

配偶関係	無職	常雇	パートなど	その他・不詳	ケース数(人)
有配偶	40.6	25.2	34.0	0.1	1411
未婚	7.9	67.2	24.4	0.6	694
離死別	16.9	42.4	40.7	0.0	172

カイ二乗値 (6) = 412.4 Pr = 0.000

からは、離死別者の学歴が低いことがわかる。離死別者の7割が高卒以下であり、大学・大学院卒は1割に満たない。世帯年収にも大きな違いがある。有配偶者は夫の年収が平均で500万円を超え、妻の年収は100万円超であることから、夫と妻の年収をあわせて600万円を超える。未婚者は本人の年収が平均で250万円を超える。一方、離別者は平均が約230万円である。その他の世帯員の収入は、平均値で見るとほとんどないことから、離死別者の世帯収入が少ないといえる。

しかし、離死別者が働いていないわけではない。パネル16の離死別者のうち、常雇は4割、パートタイマーで働いている人は4割と、大半が働いているにもかかわらず、収入が少ないのが現実である(図表-3)³⁾。預貯金は、有配偶者も離死別者も平均で100万円に満たない。住宅についても、離死別者で持家に住んでいるのは半数に満たない(同居している親の持家の場合でも持家とみなしている)。公営住宅居住者は、4分の1にのぼる(図表-4)。離死別者の多くは子どもがいること

図表-4 配偶関係別にみた現在の住宅の所有関係 (パネル16) 単位: %

配偶関係	持家	民間賃貸	公営	社宅	NA	ケース数(人)
有配偶	66.3	23.2	4.8	5.2	0.4	1411
未婚	67.4	24.5	4.6	3.2	0.3	694
離死別	42.4	29.7	25.6	0.0	2.3	172

カイ二乗値 (8) = 150.6 Pr = 0.000

図表-5 配偶関係別にみた生活程度の評価 単位: %

配偶関係	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答	ケース数(人)
有配偶	0.5	15.0	56.1	24.8	3.5	0.1	1411
未婚	0.4	15.4	54.9	24.9	4.0	0.3	694
離死別	0.0	4.1	40.1	42.4	13.4	0.0	172

カイ二乗値 (10) = 75.1374 Pr = 0.000

を考えると、離死別者の生活は苦しいことがうかがえる。実際、暮らし向きにたいする評価(図表-5)を「現在のあなたの生活程度は、世間一般からみて、次のどれに入ると思いますか」という問からみると、離死別者の半数が「下」「中の下」と答えており、既婚者・未婚者の半数が「中の中」と答えていることとは大きく異なる。

まとめると、離死別者は有配偶者や未婚者と比べると、就業率が高いにもかかわらずフローおよびストックが少なく、暮らし向きが苦しい。このような状況をもたらす理由は、学歴の低さとそれに由来する仕事の内容である。離死別者のうち、専門管理職についている割合は1割前後と少なく、約6割が販売サービス職や技能職である(図表は省略)。

しかし、これらの数字はパネル16の時点で離死別である人の特徴である。どのようなプロセスを経て現在の状況に至ったかを知ることは、ライフコースにおける不平等のあり方を把握するために重要である。そこで、次項では離別者に限定し、

図表-6 離婚前後の本人の年収（税・社会保険料込み）の変化

無職者を含む 単位：%

離婚前	離婚した年					離婚1年後					ケース数(人)
	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	
なし	14.3	57.1	14.3	14.3	0.0	14.3	14.3	35.7	35.7	0.0	14
～129万円	5.1	33.3	38.5	23.1	0.0	5.1	17.9	33.3	41.0	2.6	39
～199万円	0.0	20.0	28.0	52.0	0.0	0.0	20.0	48.0	32.0	0.0	25
～499万円	0.0	6.3	12.5	68.8	12.5	0.0	3.1	12.5	71.9	12.5	32
500万円～	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	5

無職者を除く

離婚前	離婚した年					離婚1年後					ケース数(人)
	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	
なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
～129万円	0.0	20.8	50.0	29.2	0.0	0.0	12.5	37.5	45.8	4.2	24
～199万円	0.0	11.8	29.4	58.8	0.0	0.0	11.8	52.9	35.3	0.0	17
～499万円	0.0	4.2	12.5	70.8	12.5	0.0	0.0	4.2	79.2	16.7	24
500万円～	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	5

図表-7 離婚前後の本人の預貯金現在高の変化

無職者を含む 単位：%

離婚前	離婚した年					離婚1年後					ケース数(人)
	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	
なし	70.7	23.9	2.2	1.1	2.2	67.4	22.8	4.3	2.2	3.3	92
～129万円	20.7	44.8	27.6	6.9	0.0	34.5	27.6	24.1	6.9	6.9	29
～199万円	10.0	20.0	20.0	20.0	30.0	20.0	40.0	20.0	10.0	10.0	10
～499万円	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	1
500万円～	14.3	14.3	0.0	0.0	71.4	14.3	0.0	0.0	0.0	85.7	7

無職者を除く

離婚前	離婚した年					離婚1年後					ケース数(人)
	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	なし	～129万円	～199万円	～499万円	500万円～	
なし	68.2	27.3	2.3	0.0	2.3	61.4	27.3	4.5	2.3	4.5	44
～129万円	21.7	47.8	21.7	8.7	0.0	30.4	34.8	21.7	4.3	8.7	23
～199万円	0.0	16.7	16.7	33.3	33.3	16.7	33.3	33.3	16.7	0.0	6
～499万円	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	1
500万円～	0.0	20.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	5

離別前後の生活の変化を調べる。

(4) 離死別前後における生活の変化

この項では、離婚前後（離婚前、離婚した年、離婚1年後）の生活の変化に注目する。JPSCの調査期間中に新たに離別した女性にのみ焦点を当てるため、データの範囲はパネル2～パネル16のコーホートA～Cとする。調査期間中であれば、いつ離婚が発生したかは問わない。

図表-6によれば、離婚前の本人の年収（社会

保険料や税金を含む）⁴⁾は0円の人こそ少ないものの130万円以下の人が5割弱であり、200万円未満が3分の2を占める。500万円以上あり、安心して生活を営める人は1割に満たない。離婚した年についても、この傾向はかわらない。離婚の翌年になると200万円を超える人がやや増えるが、それでも500万円を超える人はきわめて少ない。収入が増加する傾向にあるのは、離婚を機に働いている人を含むためである。しかし、この図表を離婚前・離婚した年・離婚1年後に働いていた人

図表-8 離婚前後の住宅の変化

単位：%

離婚前	離婚した年		離婚1年後		ケース数(人)
	賃貸など	持家	賃貸など	持家	
賃貸など	79.7	20.3	79.7	20.3	74
持家	41.2	58.8	47.1	52.9	68

図表-9 離別者・親との同居別にみた住宅の所有関係 (パネル16)

単位：%

親との同居	持家	民間賃貸	公営	社宅	NA	ケース数(人)
同居	79.3	10.3	8.6	0.0	1.7	58
近居	17.0	35.6	42.4	0.0	5.1	59
遠居	15.4	61.5	23.1	0.0	0.0	26
親は死亡	25.0	12.5	62.5	0.0	0.0	8
無回答	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	1

カイ二乗値(12) = 73.0 Pr = 0.000

図表-10 離別者・親との同居別にみた生活程度の評価 (パネル16)

単位：%

親との同居	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答	ケース数(人)
同居	0.0	5.2	41.4	36.2	17.2	0.0	58
近居	0.0	1.7	44.1	47.5	6.8	0.0	59
遠居	0.0	0.0	26.9	65.4	7.7	0.0	26
親は死亡	0.0	12.5	25.0	25.0	37.5	0.0	8
無回答	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1

カイ二乗値(12) = 18.6 Pr = 0.097

に限定しても状況は大きくは変わらない。

女性自身の名義の預貯金残高(調査時の現在高。図表-7)も、収入と同じような傾向がある。離婚後預貯金残高が増える傾向がある。離婚した妻が働くようになったり、支出の裁量性が高まったり、支出を切り詰めた結果、預貯金現在高が増えた可能性がある。夫からの財産分与の可能性は低そうだ。なお、特筆すべきなのは離婚前に預貯金がなかった人が半数以上を占めることである。これを、離婚前・離婚した年・離婚1年後に働いていた人に限定しても状況はほぼ同じである。

住宅についても(図表-8)、離婚前後も賃貸に住む人と持家に住む人が約半数である。やや前者が多い。ただし、離婚前から賃貸だった人が離婚後も持家に住むケースは少ない。

つまり、離別者の生活は離婚の前から苦しく、

離婚後は収入や預貯金が増えるものの、ゆとりがある状態からは遠い。その理由としては、妻は離婚前から働いていたが、130万円の範囲で働くことが多いこと、また学歴が低いために、離婚後も夫の収入を補うだけの職業機会に恵まれないことが累積したためといえる。図表-8をみると、持家居住者が意外に多く、図表-1とは異なる印象がある。その理由は、第一に、図表-8の対象となった人は少なくとも3年間データが得られている人である。つまり、持家であるために、調査から脱落しにくく、結果として、図表-8では持家率が高い可能性がある。第二に、福田(2005b)でも指摘されているように、妻方同居は離婚の発生に結びつきやすい。そのため、図表-8で持家の比率がやや高い可能性もある。親との同居については次項で確認する。

(5) 親は離別者の生活をどうサポートするのか？

これまでに確認したように、ライフコースを通じて不安定な状況におかれることは、離婚後の女性と子どもの生活を難しくする。このような危機に対処するすべはないのだろうか。選択肢として考えられるのは(1)夫からの財産分与や養育費である。しかし、「母子世帯等調査」を見るとあまり期待できない。ほかの選択肢は(2)児童扶養手当など社会保障政策による再分配である。ただし、児童扶養手当も子どもが18歳になると打ち切られるため、長期的にみて離別者の生活を安定させるものではない。(3)再婚は、再々離婚につながる可能性が高い(野々山 1985)。(4)女性自身が職業訓練を受けるなどしてよりよい職業機会を得ることも考えられるが、ここでは論じない。とすると、(5)親からのサポートが重要ではないか。たとえば、親と同居すれば社会保障給付は減額されるかもしれないが、持家に住むことができ、将来の生活も安定するはずだ。あるいは、子どものいる対象者の場合、子どもの世話をしてもらうことで就業機会を増やすことができるかもしれない。そこで、パネル16について、離別者に限定し、親との同居と住宅の所有関係について再分析したものが図表-9である。

分析の結果、親と同居することで持家に住む機会が増えることがわかる。また、親と同居していれば、生活程度の評価も「中の中」の割合が高くなる(図表-10)。つまり、離別者にとって、親との同居は離別後の苦しい生活を乗り切るための重要な資源であることをあらためて確認できる。ただし、同居者については「中の下」の割合も高く、この点は今後慎重に検討する必要がある。

5. まとめ

本稿は、女性の働き方と家計に焦点を当てて、離婚が女性の生活にどのような影響をもたらすかを検討した。離婚前後の変化がわかる調査は「平成9年人口動態統計社会経済面調査」「母子世帯等調査」があるが意外に少なく、長期的な変化を追跡できるJPSCを用いた点に本稿の意義がある。

また、これら官庁統計は学歴、職業や家計について詳しく聞いておらず、その点もJPSCの強みである。ただし、JPSCは官庁統計よりも離死別者のケース数が少ないため、分析結果の解釈は留保が必要である。また、今後は、(3)の属性についても離別者と死別者を識別して集計する予定である。

分析結果から以下の事実が示される。(1)有配偶者や未婚者と比べると、離(死)別者は働いていても経済的に苦しい。(2)同一個人を追跡するパネルデータの特徴を生かした分析からは、そもそも離別女性は離婚の前から収入が少なく、預貯金も少ない。(3)離婚後、働きに出るなどして女性個人の収入や預貯金は増えるが、離別女性や子どもの生活を安定させ、子どものライフチャンスや女性の老後を支えるに足る十分な収入を得ている女性は少ない。離婚が貧困のリスクと関連する(岩田・濱本 2004)という結果と重なる。この背景には、(4)離(死)別女性は学歴が低く、専門職従事者も少ないという現状がある。また、先行研究が示すように、離別者の夫も社会的に不利な状況にあることから、財産分与や養育費なども期待できない。したがって、(5)離婚後の生活に対処するための資源としては、「親」が重要な存在になる。離婚後、親と同居する女性の多くは持家に住んでいる。ただし、全員が親に頼れるわけではない。

この結果は、離別家庭における子どもだけではなく、離別女性自身の生活にも注目する必要性を示唆する。また、女性が経済的に自立するようになったので離婚が増えたとする理論がどこまで妥当かという疑問も投げかける。離婚の要因に関する先行研究を考慮すると、むしろ離婚へといたる夫婦の多くは夫の社会経済的地位が不安定ゆえに妻も働く必要があり、性別役割分業によって効用を最大化させて結婚の質を高めることができないため、離婚へといたると考えられる。ただ、離別女性が一般に低収入にとどまっていることを考えると、現状では多くの場合、結婚は女性の生活を支える仕組みになっている面もあることは確かである。ただし、離婚後に、女性の生活が大きく変

動することを考えると、性別役割分業体制にはリスクが大きい。

しかし、離婚にポジティブな面がまったくないとは言えない。第一に、坂口（2006）やPahl（1989=1994）が示すように、離婚によって家計における裁量性が高まる可能性がある。裁量性が高まれば、むしろ離別女性と子どもの生活基盤が安定するきっかけとなりうる。本稿の分析でも、離婚後、女性個人の預貯金残高が増える傾向が見られたが、裁量性の高まりが関係するかもしれない。第二に、夫婦関係と子どもの心理への影響である。神原ら（2000）の調査結果によれば、離別家庭の子どもよりも夫婦関係が良くない子どものほうが、家庭の雰囲気が温かくないと評価している。夫婦間の結婚満足度が低いと、父親と子どもとのかかわりが減り、子どもの低い評価につながっているようだ。

ただし、離別家庭の生活が苦しいことは事実であり、親だけではなく、社会全体で離別女性の生活を支える仕組みが求められる。働けない事情がある一部を除けば、多くの離別女性は長時間働いている。しかし、収入が少ないことが大きな問題である。かならずしも学歴が高くない離別女性にとって、職業訓練は正規職員としての就業を可能にする一つの有効な取り組みである（高田 2008）。しかし、預貯金という資源が少なく、大きな生活変動のあと、ただちに生活を立て直す必要に迫られる女性が、十分な職業訓練を受けること可能だろうか。女性が生涯を通して安定した職業キャリアを形成し、生活できる社会であることが望まれる。

残された課題は、（1）JPSCのメリットを生かして、家計の変化を離婚前後の短期的な変化にとどまらず、離婚前、離婚した年、離婚1年後、3年後、5年後……というように長期的な変化を追うことである。それによって、ライフコースにおける累積的効果、つまり離別女性はライフコースをつうじて経済的に苦しい状況に置かれ続けるかどうか、そして苦境から脱出するにはどのような条件が必要かというライフコース論においても、政策的にも重要な仮説を検証することになる。さ

らに、AndreBら（2009）が提示した、国の家族政策や性別役割分業のありかたによって、離婚の社会経済的帰結が異なるという理論が日本にも当てはまるかも検証できる。国際比較を通じて、社会のありかたにたいして大きな示唆が得られる意義があろう。また、（2）第4節5項で分析した、親の援助の内容をもう少し具体的に明らかにすることである。そして、（3）Weitzman（1985）も示唆したように、離婚は生活水準を低下させるにとどまらない。人間関係やストレスの変化にまで分析の射程を拡げることで、女性の生活を総合的に捉えることも、必須である。そして、女性個人を主な調査対象としているJPSCでは不可能なことであるが、離婚が男性にもたらす影響を知ること重要である。したがって、男女を対象とした「平成9年人口動態社会経済面調査」はやや調査時期が古いが、あらためてレビューする必要がある。さらに、慶応義塾大学家計パネル調査（KHPS）や東京大学社会科学研究所の「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査」（JLPS）など、調査対象に男性も含むパネルデータを用いることで、離婚がもたらす社会経済的帰結のジェンダー差について実証的に明らかにすることが望まれる。

注

- 1) ただし、日本労働政策研究・研修機構のデータを分析した藤原（2007）は、母子世帯内部にも母親の学歴による格差があると指摘する。
- 2) 詳細な調査設計や毎年の回収率については家計経済研究所編（2008）を参照のこと。
- 3) 「平成9年人口動態統計社会経済面調査」に比べて常雇の割合が低いのは、「平成9年人口動態統計社会経済面調査」が子どもの親権がある女性の数字であるという理由のほか、この10年間に社会全体において常雇の仕事が減少したためと考えられる。
- 4) 調査は毎年秋に実施される。一方、年収は調査が行われた年の、前年1月から12月までの年収を聞くという調査法上の問題がある。離婚が発生した月は不明なので、離婚前の年収には一部離婚後の年収も含まれる可能性がある。

付記 本稿は、科学研究費補助金（若手研究・スタートアップ）「リスク社会におけるライフイベントと家族の適応に関する研究——縦断的データを用いて」の成果の一部である。

文献

- 阿部彩・大石亜希子, 2005, 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 143-161.
- 岩田正美・濱本知寿香, 2004, 「デフレ下の『貧困の経験』」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社, 203-233.
- 神原文子, 2000, 「夫婦関係満足度と親子関係」神原文子・高田洋子編『教育期の子育てと親子関係』ミネルヴァ書房, 119-143.
- 厚生労働省, 1998, 「平成9年度人口動態社会経済面調査の概況——離婚家庭の子ども」(<http://www1.mhlw.go.jp/toukei/s-keizai/mokuji.html>).
- , 2005, 『平成16年国民生活基礎調査の概況』(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa04/index.html>).
- , 2007, 『平成18年国民生活基礎調査の概況』(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa06/index.html>).
- , 2007, 『平成18年全国母子世帯等調査結果報告』(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshisetai06/index.html>).
- , 2008, 『平成19年人口動態統計(確定数)の概況』(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei07/index.html>).
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2009, 『人口統計資料集(2009)』(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2009.asp?chap=0>).
- 財団法人家計経済研究所編, 2006, 『女性のライフコースと住宅所有』財団法人家計経済研究所.
- 編, 2008, 『制度変更と家計——消費生活に関するパネル調査(第15年度)』財団法人家計経済研究所.
- 坂口尚文, 2006, 「結婚、離婚に伴う女性の所得、支出変化」『ESP』408: 44-49.
- 高田しのぶ, 2008, 「母子家庭の母の正規就業を阻む要因」労働政策研究・研修機構編『母子世帯の母への就業支援に関する研究』労働政策研究・研修機構, 247-259.
- 野々山久也, 1985, 『離婚の社会学』日本評論社.
- 福田節也, 2005a, 「結婚終焉のリスク——離婚・死別・再婚の発生」財団法人家計経済研究所『リスクと家計——消費生活に関するパネル調査(第12年度)』国立印刷局, 35-48.
- , 2005b, 「離婚の要因分析」財団法人家計経済研究所『リスクと家計——消費生活に関するパネル調査(第12年度)』国立印刷局, 49-63.
- 福田亘孝, 2009, 「配偶者との別れと再びの出会い——離別と死別、再婚」藤見純子・西野理子編『現代日本人の家族——NFRJからみたその姿』有斐閣, 72-84.
- 藤原千沙, 2007, 「母子世帯の階層分化——制度利用者の特徴からみた政策対象の明確化」『季刊家計経済研究』73: 10-20.
- 三輪哲, 2007, 「なぜ離婚リスクは社会階層により異なるのか」永井暁子・松田茂樹編『対等な夫婦は幸せか』勁草書房, 29-43.
- Andreß, Hans-Jürgen, Barbara Borgloh, Miriam Bröckel, Marco Gießelmann and Dina Hummelsheim, 2009, “The Economic Consequence of Partnership Dissolution: A Comparative Analysis of Panel Studies from Belgium, Germany, Great Britain, Italy and Spain,” Hans-Jürgen Andreß and Dina Hummelsheim eds., *When Marriage Ends: Economic and Social Consequences of Partnership Dissolution*, Cheltenham: Edward Elgar, 286-329.
- Hoffman, Saul D. and Greg J. Duncan, 1988, “What Are the Economic Consequences of Divorce?” *Demography*, 25 (4) : 641-645.
- Pahl, Jan M., 1989, *Money and Marriage*, Basingstoke: Macmillan Education. (= 1994, 室住真麻子・木村清美・御船美智子訳『マネー&マリッジ——貨幣をめぐる制度と家族』ミネルヴァ書房.)
- Weitzman, Lenore J., 1985, *The Divorce Revolution: The Unexpected Social and Economic Consequences for Women and Children in America*, New York: Macmillan.

むらかみ・あかね 東京大学社会科学研究所 准教授・財団法人家計経済研究所 客員研究員。主な論文に「家族と貧困」(野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社, 2009)。家族社会学、社会階層論、社会調査法専攻。(murakami@iss.u-tokyo.ac.jp)